

Q&A 国民年金

国民年金が4月から変わります！

※1月号に掲載しましたが、4月からの変更に伴い再度掲載しますので確認してください。

①保険料納付書は国(社会保険庁)から直接送付されます。

現在、市役所から送付されている保険料納付書は平成14年4月分より国(社会保険庁)から直接送付されます。また、納付書についての問い合わせの窓口は、大月社会保険事務所となります。

都留市発行の平成13年度分の納付書は平成14年4月末日まで使用できます。

②保険料納付の窓口が拡大されます。

保険料の納付先が市から国(社会保険庁)に変わり、市内の金融機関(市内金融機関の持つ支店、本店含)及び農協などでしたが、平成14年4月からは全国の銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、農協、漁協で保険料を納めることができます。

③保険料の半額免除がスタートします。

現行の免除(全額免除)に加えて「半額免除制度」がスタートします。

免除を受けるには本人の申請が必要です。また、都留市に平成14年1月1日に住民票がない方は、その時に住民票のあった市町村で所得を証明できる書類をとって提出してください。

④第3号被保険者の届出先が変わります。

現在、第3号被保険者(会社員や公務員に扶養されている配偶者)の届出は市が窓口となっていますが、平成14年4月から、扶養者の勤め先が窓口となります。第3号被保険者の資格取得などの際は、扶養者の勤め先に提出してください。

問合せ 市役所市民生活課 国民年金担当

山梨県社会保険事務局大月事務所 ☎(22)3811

ハイ!
こちら
相談室

暮らしに役立つ情報

「一方的なツーショットダイヤル 料金請求トラブル」被害相談急増！

利用した覚えのないツーショットダイヤルの料金を請求されたがどうしたらよいか？という相談が数多く寄せられています。

【事例】「2年前に利用した料金が未納なので、約3万円を月末までに支払わない場合は、自宅に集金に行く」と書かれたはがきが届きました。はがきには業者名と銀行の振込口座の記載があるだけなので、問い合わせもできません。全く利用した覚えはなく、集金に来られては怖いですが、どうしたらよいでしょうか。

●根拠のない請求には絶対に応じないこと

同一業者、金額も請求額も同じで、同一地域で同時期に集中して請求書が届くケースがあります。何らかの名簿を使って根拠のない請求をした例と思われます。事業者の連絡先が不明ですので、このまま放置する以外にありません。身に覚えのない請求は詐欺の疑いがあるので、警察に届け出ましょう。利用料金のほかに「延滞金」「調査費用」「手数料」など、法外な料金を請求する例もあります。過去に利用した未払い分と勘違いしたり、家族が利用したと思っただけで、集金に来られては面倒と思って支払ってしまう人もいるでしょう。すると、「支払ってくれる人」として、次々と別の違う業者からも請求を受けることにもなりかねないので、注意が必要です。

●事業者には個人情報を知られないこと

電話での請求の場合、事業者は消費者の自宅住所までは知らない場合も多いので、これ以上の個人情報を知られないようにすることも大切です。

「2002年版くらしの豆知識」国民生活センター発行

問合せ 市役所市民生活課・山梨県消費生活センター地方相談室 ☎055(524)9030